

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び 数量	福島河川国道事務所（福島市外）不動産鑑定評価業務
契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 福島河川国道事務所長 小浪 尊宏 国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 福島県福島市黒岩字榎平36番地
契約締結日	令和元年 7月19日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社東日本不動産鑑定評価事務所 福島県福島市南中央三丁目13番地4
契約金額 (消費税及び地方 消費税含む)	4,050,000円
予定価格 (消費税及び地方 消費税含む)	非公表
随意契約によるこ ととした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考	単価契約 予定総額

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載する
とともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記
載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

契 約 理 由 書

1. 件 名：福島河川国道事務所（福島市外）不動産鑑定評価業務

2. 契約の相手方：株式会社 東日本不動産鑑定事務所

3. 理 由

本業務は、福島河川国道事務所所管の河川及び道路事業用地取得等のために必要となる、福島県福島市、本宮市、郡山市、伊達市、伊達郡国見町、桑折町地内における、評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書を含む。）の作成並びにこれらに付随する業務を行うものである。

本業務の実施にあたっては、業務内容が補償額算定に影響を与えるものであり、適正な鑑定評価を行うため豊富な経験と高度な鑑定技術を必要とすることから、企画競争方式により企画提案書の提出を求めたものである。

企画内容を審査・評価したところ、上記業者は鑑定評価実績及び業務実施方針に関し的確な提案を行っていることから、本業務を履行するに充分な技術力と能力が認められたため、福島河川国道事務所物品購入契約等指名委員会において特定されたものである。

よって、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号の規定に基づき、上記業者と契約するものである。